

西尾市デジタルクーポン『にしお得一^{トッ}ポン』

参加店舗募集要項

1. 事業内容	西尾市 LINE 公式アカウントの友だち登録者が利用できる 200 円割引のデジタルクーポン 10 枚を実施期間に発行。
2. 実施期間 【クーポン利用可能期間】	第1弾: 令和7年8月1日(金)～22 日(金) 第2弾: 令和7年9月8日(月)～29 日(月) ※ 各実施期間の初日がクーポン発行日 ※ 予算に達し次第、実施期間中でも終了となります。
3. クーポンの利用条件	・クーポンは下記の条件で利用が可能。 クーポン 1 枚利用の場合は、1,000 円(税込)以上の会計で利用可能 クーポン 2 枚利用の場合は、2,000 円(税込)以上の会計で利用可能 クーポン 3 枚利用の場合は、3,000 円(税込)以上の会計で利用可能 クーポン 4 枚利用の場合は、4,000 円(税込)以上の会計で利用可能 クーポン 5 枚利用の場合は、5,000 円(税込)以上の会計で利用可能
4. 参加条件	以下①②③のいずれにも該当する店舗 ①市内に所在する店舗 ②個人事業主、中小企業者等(別表1又は別表2のいずれかに該当する者) ③みなし大企業(別表3)に該当しないこと ※複数店舗を営んでいる場合、店舗ごとに参加申込を行ってください。 ※②に該当しない場合でも、市内に本社を置く場合は参加可能です。
5. 店舗配付物	ポスター、ステッカー、二次元コード、マニュアル ※ポスター、ステッカー、二次元コードを必ず掲出してください。
6. クーポンの利用対象と ならないもの	①土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払 ②公共料金・各種手数料(振込手数料・電気・ガス・水道料金、保育料等) ③ 国税、地方税等の公租公課 ④換金性が高く、かつ市外での利用が可能なチケット等 ⑤現金への換金、宝くじ、公共ギャンブル、パチンコ等への支払 ⑥事業に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品の購入等、買掛金、未払金等の支払 ⑦ たばこ(電子たばこを含む。) ⑧ 保険診療による診療及び処方薬 ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務 ⑩特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの ⑪その他、市が不適当と認めるもの
7. クーポン利用額の振込	・各実施期間終了後、西尾市がクーポン利用実績を確認し、クーポン利用額を振込みます。 ※振込時期目安 第1弾:9月19日頃 第2弾:10月20日頃 ・店舗は手続き不要です。店舗用の管理画面がありますので、クーポン利用額を都度確認してください。 ※振込口座情報に不備があった場合は、振込時期に間に合わないことがあります。
8. 手数料	参加店舗の登録手数料、振込手数料はともに 無料 です。

9. 募集期間	<p>令和7年6月16日(月)～7月16日(水)</p> <p>※募集期間後も申込みはできますが、時期によっては参加できない場合があります。</p> <p>※登録には西尾市の審査があります。</p>
10. 誓約事項	<p>①西尾市デジタルクーポンの参加条件に該当します。</p> <p>②市外でのクーポンの取扱いを受け付けません。</p> <p>③商品の販売、又はサービスの提供なくクーポンの取扱いを行いません。</p> <p>④クーポンの利用対象とならないものに対しては、クーポンの取扱いを受け付けません。</p> <p>⑤クーポンの偽造・悪用・濫用をいたしません。</p> <p>⑥クーポンの利用に関し、駐車場の混雑等が想定される場合は、適切な対策を講じ、交通事故・交通渋滞等が発生しないように努めます。</p> <p>⑦原則、クーポンの利用可能期間内(令和7年8月1日(金)～最大9月29日(月))は参加店舗として事業に参加します。</p> <p>⑧クーポン利用額の振込みは当事務局で把握している金額を振込むことに同意します。</p> <p>⑨クーポンの利用に関し、苦情や紛争が生じ、店舗側の責めに帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。</p> <p>⑩クーポンの利用に関し、必ず店舗スタッフが対面で利用者のクーポン画面を確認します。</p> <p>⑪参加申込時に提供いただいた店舗名、営業時間などの店舗情報を本事業の業務において公表することに同意します。</p> <p>⑫クーポンの取扱いに関し、西尾市から改善要請等があった場合は、それに従います。</p> <p>⑬風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う店舗ではありません。</p> <p>⑭代表者及び従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。</p> <p>※上記に反した場合には参加資格を取り消すことがあります。</p>
11. 申込方法	<p>原則、専用申込フォームから申込み。 専用申込フォーム</p> <div data-bbox="584 1413 770 1599" data-label="Image"> </div> <p>https://2e44c819.form.kintoneapp.com/public/r7-nishio-toku-pon</p> <p>※WEB 申込ができない場合は、専用申込用紙(西尾市ホームページからダウンロード可)にご記入の上、FAX(0563-57-1322)か、持参または郵送で西尾市 産業部商工振興課へ提出。</p> <p>※用紙で申し込む場合は、WEB 申込と異なり、店舗写真など一部掲載できない情報がありますので予めご了承ください。</p>
12. 問合せ先	<p>西尾市デジタルクーポン『にしお^{トク}得一^{ポン}』事務局 TEL:0120-949-268 時間:9:00 ~ 17:00 期間:令和7年6月2日～10月31日(土日祝除く※クーポン実施期間のみ土日祝も開設)</p>

別表1

中小企業基本法第2条第1項に規定する会社及び個人
左欄に掲げる業種分類の区分に応じ、同表の右欄に掲げる要件に該当する者

業種分類	要件
製造業, 建設業, 運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
サービス業(ソフトウェア業, 情報処理サービス業及び旅館業を除く。)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く。)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
ソフトウェア業, 情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
その他業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主

備考 この表において「常時使用する従業員」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。

別表2

左欄に掲げる法人であって、同表の右欄に掲げる要件に該当する者

法人	要件
医療法人, 社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
商工会議所, 商工会	常時使用する従業員の数が100人以下の者
中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第4号に規定する中小企業団体小企業団体	その主たる業種について別表1の左欄に掲げる業種分類の区分に応じ、同表の右欄に定める常時使用する従業員の数以下の者
特別の法律によって設立された組合又はその連合会	その主たる業種について別表1の左欄に掲げる業種分類の区分に応じ、同表の右欄に定める常時使用する従業員の数以下の者
一般財団法人, 公益財団法人, 一般社団法人, 公益社団法人	その主たる業種について別表1の左欄に掲げる業種分類の区分に応じ、同表の右欄に定める常時使用する従業員の数以下の者
特定非営利活動法人	その主たる業種について別表1の左欄に掲げる業種分類の区分に応じ、同表の右欄に定める常時使用する従業員の数以下の者

備考 この表において「常時使用する従業員」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の規定に基づき、あらかじめ解雇の予告を必要とする者をいう。

別表3(みなし大企業)

次の(1)～(5)のいずれかに該当する事業者

(1)	発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業※が所有している中小企業者等。
(2)	発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等。
(3)	大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等。
(4)	発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者等が所有している中小企業者等。
(5)	(1)～(3)に該当する中小企業者等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者等。

※「大企業」とは、「中小企業基本法」に規定する中小企業者以外の者であり、上記別表1及び2に該当しない場合、大企業に該当します。